

東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費）補助金交付要綱 新旧対照表

改正案			現行	
第1条～第12条（略）			第1条～第12条（略）	
<p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。</u></p>				
別表第1（第2条関係）（略）			別表第1（第2条関係）（略）	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）	
区 分 (補助事業者の所在地)	<u>補助上限額（継続校） （バス1台当たり）</u>	<u>補助上限額（新規校） （バス1台当たり）</u>	区 分 (補助事業者の所在地)	<u>補助上限額（バス1台当たり）</u>
浜通り地方	70,000円	90,000円	浜通り地方	73,000円
中通り地方	75,000円	95,000円	中通り地方	80,000円
会津地方	90,000円	120,000円	会津地方	100,000円
<p>※新規校とは令和4年度まで「東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金」の交付を受けたことのない学校等をいう。</p>				